

ICカード利用規則

第1章 総則

第1条（定義）

ここでいう大阪教育大学生協同組合（以下「大教大生協」という。）のICカードとは、大阪教育大学と大教大生協が提携したICチップ搭載の大阪教育大学学生証（以下「大阪教育大学ICカード」という。）と大教大生協が大阪教育大学の学生以外の生協組合員が希望した場合に発行するICチップ搭載の組合員カード（以下「生協ICカード」という。）をいいます。この規則に基づいてICカードを発行された学生及び職員、生協組合員をICカード保有者と呼称します。ICカード保有者はこの規則を順守する義務を有します。

第2条（ICカードの発行）

- 1 大阪教育大学ICカードは大阪教育大学学生証の規約に基づき発行されます。
- 2 生協ICカードは大教大生協の規約に基づき生協組合員の希望した方に発行されます。

第3条（ICカードの利用）

- 1 大阪教育大学ICカードの利用等については、大阪教育大学学生証の規約に従うものとする。
- 2 大阪教育大学学生証の規約に定めのないICチップの機能の利用等については、本規則に従うものとする。
- 3 ICカード保有者は、ICカードに貼付されたICチップを利用して大教大生協の提供する商品やサービス、並びに大教大生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができます。ただし生協組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合があります。
- 4 ICカードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとしします。
- 5 ICカード保有者は、大阪教育大学を退学、大教大生協を脱退する等の事由により、ICカード利用者でなくなると同時に、本条第3項の適用を受けることができなくなるものとしします。

第4条（ICカードの紛失・盗難）

- 1 大阪教育大学ICカードを紛失した場合、または盗難に合った場合には、ICカード保有者は、速やかに大阪教育大学に連絡の上、所定の手続きを行うものとしします。
- 2 生協ICカードを紛失した場合、または盗難に合った場合には、ICカード保有者は、速やかに大教大生協に連絡の上、所定の手続きを行うものとしします。
- 3 ICカードを紛失した場合、または盗難にあった大阪教育大学ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って大阪教育大学に届け出るものとしします。
- 4 紛失または盗難にあった生協ICカードを発見した場合には、生協ICカード保有者は所定の手続きに従って大教大生協に届け出るものとし、大教大生協が認めたときに限り、当該ICカードを再利用できるものとしします。
- 5 ICカードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた、一切の損害については、そのICカード保有者がこれを負担するものとしします。

第5条（ICカードの再発行）

- 1 1）大阪教育大学ICカードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、ICカード保有者は、再発行申請書を大阪教育大学に提出し承認を得た上で所定の手続きを行うものとします。
- 2）大阪教育大学ICカードの再発行を受ける場合には、ICカード保有者は、所定の手数料を負担するものとします。
- 2 1）生協ICカードの紛失・盗難、汚損、その他ICカードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、ICカード保有者は、再発行申請書を大教大生協に提出し承認を得るものとします。
- 2）生協ICカードの再発行を受ける場合には、ICカード保有者は、大教大生協所定の手数料を負担するものとします。

第6条（内容の確認及び不備の申し出）

- 1 大阪教育大学ICカードの発行または再発行を受けた場合には、ICカード保有者は直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく大阪教育大学に届け出るものとします。
- 2 生協ICカードの発行または再発行を受けた場合には、ICカード保有者は直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく大教大生協に届け出るものとします。

第7条（個人情報の使用制限）

大教大生協は、大教大生協が提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

第8条（届出事項の変更）

- 1 大阪教育大学ICカード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、大阪教育大学に対して所定の届出を行うものとします。
- 2 生協ICカード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、大教大生協に対して所定の届出を行うものとします。
- 3 本条第1項及び第2項の届出により、ICカードを再発行する必要がある場合は、当該再発行にかかる第5条1項2）及び第5条2項2）の手数料は無料とします。
- 4 ICカード保有者は、本条第1項及び第2項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条（プライバシー情報の保護）

大教大生協は、ICカード保有者がICカードを利用することによって、大教大生協が入手したプライバシーに関わる情報を、大教大生協の提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的に利用しないものとします。

第10条（ICカードの利用停止）

- 1 ICカード保有者は、次の何れかに該当した場合、大教大生協の提供する商品やサービスについて、当該ICカードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。
 - (1)申し込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2)本規則のいずれかに違反した場合
 - (3)ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
 - (4)ICカードの磁気ストライプ及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
 - (5)その他、ICカード使用状況が適当でないと大教大生協が判断した場合
- 2 ICカード保有者が、自らのICカードにある、大教大生協が提供している機能の一部を停止する場合には、所定の手続きに従って大教大生協に届け出るものとします。

第11条（免責）

ICカード保有者は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第12条（規則の変更に伴う公示）

- 1 大教大生協が本規則を変更した場合は、その内容をICカード利用者へ公示します。
- 2 前項の変更において、当該変更の内容がICカード利用者の利用に重大な影響を及ぼす可能性があると大教大生協が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

第13条（準拠法）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

本規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、大教大生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第2章 ICカードの機能・サービス

第15条（電子マネー機能）

生協電子マネー及びポイントの運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び「生協電子マネー（ベースマネーとポイント）利用細則」に準拠します。

第16条（ミールパス機能）

ミールパスの運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び「ミールパス（ミール定期マネー）利用細則」に準拠します。

第3章 補則

第17条（解釈等）

この規則に定めのない事項及びこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当組合理事会が決定します。

第18条（変更・廃止）

- 1 当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規則を変更・廃止することができます。
- 2 前項の場合、当組合は、本規則を変更・廃止する旨、変更後の本規則の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - (1)店舗での掲示
 - (2)当組合WEBサイトへの掲示
- 3 本規則の変更・廃止は、当組合理事会の議決によります。

【附則】

- 1 この規則は、2005年2月1日から施行する。
- 1 2017年4月1日一部改正・施行する。
- 1 2020年4月1日一部改正・施行する。
- 1 2023年1月1日一部改正・施行する。